

# 江戸

一八一六—一八一九

東京市史稿産業篇

第四十九解読の手引き

平成二十年三月

東京都公文書館

## 目次

杉本茂十郎

もうひとつの人物像……………1

今様大江戸瓦版……………6

## 杉本茂十郎

### もうひとつの人物像

**猛獣出現** 文化十年（一八一三）の夏の頃より、日の

本橋の西の方角よりに怪しき猛獣が杉の本に出現して、人民を悩ませた。この猛獣は金銀を見ては笑い、不作飢饉を喜び、人々が「油汗」を絞って得た金銀を狙う。

このような猛獣が天下の城下町江戸に居ては、金銀米穀を思いのままとし、四民の憂いは非常なもので、あたかも幕府転覆を企てた由井正雪・丸橋忠弥にも匹



敵しよう。退治しないわけにはいかない。

この風聞記録には恐るべき猛獣の絵も認められている。針があつて下を突き落とし、尾はまむしで金銀あ

る人をさすといい、鳴く声は「御用金、御用金」といったという。そのスケッチが右上の図である（「文化町方留書」神宮文庫所蔵）。

**杉本茂十郎への怨嗟** この「猛獣」にはモデルがいる。

杉本茂十郎その人である。「もじゅうろう」をもじつての「もうじゅう」に他ならない。では、この人物は文化年間の江戸でなぜこれほどの怨嗟の念を向けられ

なければならなかったのか。あらためて従来紹介されてきた杉本茂十郎像を要約しておこう。

甲斐国夏目原村出身。生没年不詳。寛政十年（一七九八）、江戸の定飛脚問屋大坂屋茂兵衛の養子となり、翌年家督を相続。大坂屋の経営建て直しに奮闘するとともに、飛脚運賃の値上げをめぐり十組問屋との交渉に当たり、その敏腕を發揮。相手方の十組問屋側にも評価され、文化五年（一八〇八）に砂糖問屋と十組問屋仲間の紛争調停に力を發揮すると、次第に発言力を高め、菱垣廻船の再建と流通機構再編に尽力した。同年、家業を義弟に譲り茂十郎と改称。翌年、三橋会所の設立が認可されるとその頭取に就任した。この会所は大坂からの下り商品の輸送を行う菱垣廻船の復興と、それらの商品を扱う問屋仲間の利益を図る目的で結成され、大川筋の三つの橋の架替えや修復を請け負ったことから三橋会所と呼ばれた。また多額の冥加金が三橋会所を通じて幕府に年々上納されることとなった。さらに会所で運用する差加金を諸問屋から集

め、大坂・江戸で大量の買米を行い、幕府の米価調節に協力した。こうした功績により茂十郎自身は文化六年、三人扶持・苗字御免・肩衣着用・地割役次席を許され、翌七年には町奉行所御用達を任じられる。また文化十年四月には、株数を固定した特権的株仲間の地位保障が実現している。先の風聞記録にある文化十年の夏とはまさにこの独占的株仲間認定の時期にあっている。町年寄樽与左衛門らと結んだ強圧的な会所運営と、度重なる多額の出金強要は、菱垣廻船の復興や株仲間の特権認定という成果にもかかわらず有力問屋商人らの反感を招き、他方、この特権に与かることのできなかった商人らからの恨みは言うをまたないところで、江戸の情報空間には、杉本茂十郎や樽与左衛門への怨嗟の声が充満するありさまだった。

**茂十郎の手紙と著作** 甲斐の近世史研究に長年取り組んでこられた弦間耕一氏は、近年杉本茂十郎の生家である、夏目原村（現山梨県笛吹市）の平松家文書を調査され、杉本茂十郎の書簡など貴重な史料を紹介され

た。さらに弦間氏は心学者志村天目のもとで茂十郎と同門だった小池龍沢の生家で、茂十郎の思想信条を知るための唯一の手がかりとされた彼の著作「顕元録」を発見、紹介された。『東京市史稿』産業篇第四十九にはこれらをまとめて翻刻掲載することができた。そこからは、江戸の情報空間における言説からは窺うことのできない、杉本茂十郎のもうひとつの容貌が浮かび上がってくる。

**生没年が判明**　すでに弦間耕一氏が紹介されていたが、杉本茂十郎が実家に送った書簡の中に茂十郎が厄年、すなわち四十二歳を迎えた年のある。弦間氏はこれを文化十年と推定し、逆算して茂十郎の生年を安永元年（一七七二）とされていた。今回収載した書簡から、文中に「米方一件」に忙殺され「大心痛」とも述べられている一件を、伊勢町米会所設立のことと考えると時期を追って筋が通ることがわかり、この点からも弦間氏の推定、すなわち杉本茂十郎が安永元年生まれという説の確度は高いといえよう。なお、茂

十郎の没年は文政五年（一八二二）十月十三日で、三橋会所頭取・町奉行所御用達などを罷免されてから三年後、五十一歳で亡くなったことになる。

**「顕元録」の成立**　杉本茂十郎の著作「顕元録」は文化五年六月に成立した。冒頭に「家族に諭さんと心の儘を爰に記しぬ」とあるが、これは具体的にはどの家族を指すのであろうか。同年三月二日付書簡で、養家の大坂屋茂兵衛の家督を義弟に譲ることを知らせている。このことから、「顕元録」は飛脚問屋大坂屋の家督継承者へ、御府内町人としての心がけを説くという前提で成立したものと考えられよう。翌文化六年正月、茂十郎は三橋会所設立に向けて諸問屋を呼び出し、冥加金上納を求めるが、この時の模様を記録した木綿問屋関係者によれば、そこで茂十郎は、居丈高に自作の「顕元録」を読み聞かせた上、冥加金を強要し、そのありさまはあたかも本願寺宗門の法談僧のようだったという（「茂十郎一件太物店口達」）。「顕元録」は、仁義礼智信の五常を守り、東照神君はじめ御上様の御恩

沢、国恩に報いることを強調するが、その際、耕作して年貢を納める百姓と違い、町人は御国恩のありがたきことを忘れ、自分の才覚で裕福になったとばかり心得、心儘に増長する故数代相続する者も少ないと述べている。こうした町人観は自らの家督を継ぐ者への教訓となると同時に、問屋商人に多額の御国恩冥加を要請し、「感服せよ」と迫る際の、ゆるぎない信念ともなっていたのである。

夏目原村の実家へは、作成から二年後の文化七年五月、親類の加賀美氏を介して届けられていることが翻刻史料から明らかになる。実家の兄から経済的支援を求められたのに対する書簡に添えられたものであり、「正直にして家業怠りなく一心を御守りなられ候時は、天道自然の理にして、亦々幸いの時至り申すべし」と、百姓の本分に立つことを求める目的で「顕元録」を届け、自分の死後も夏目原の実家に大切に致し置くよう伝えている。

**実家への尽力** 従来知られていた杉本茂十郎は、もっ

ぱら江戸の流通経済界で辣腕をふるい、町年寄や町奉行らと結んで幕府への冥加金集金マシーンとして機能し、自らの栄達を遂げた時代の大立者というイメージであろう。しかし、夏目原村小宮山家の三男十女の末子として生まれ、十八歳で江戸に出て、二十七歳の時に飛脚問屋大坂屋へ養子に入った彼は、その後、一期こそ甲州の家族や親類縁者の面会を避けることもあったが、終生、実家の安否を気にかけて続けた。その表れは、実家の質地請戻しと、先祖代々の法名格上げとして示されている。

実兄次左衛門が当主であった小宮山家、のちの平松家は借財を繰り返していた。享和二年（一八〇二）というから、茂十郎が大坂屋の家督を継ぎその経営再建に尽力しているさなか、金二百五十両の大金を工面し、いったんは借財を解消したが、文化十三年末、再び金百四十両と二十七匁余を拠出し、質地請戻しを行った。寛政四年（一七九二）に亡くなった父左五右衛門が粒粒辛苦の末「格別結構に相成候地所」の流失を防いだ

ことになる。

この間、茂十郎は菩提寺・慈泉院に眠る先祖代々の法名にも気を配り、文化十年段階で、実兄に対し代々の法名書上げを届けてくれるよう依頼していたが、文化十三年六月、歴代の法名に院号を加え、新たにこれをまとめた位牌と、その位牌を収納する厨子を実家に寄贈している。

**家・村からみた茂十郎の人生** 村に生まれながら三男

故に家を継ぐことはできず江戸に出た茂十郎。その後飛脚問屋の養子となり、町人身分として立ったのもつかの間、家督を譲り、菱垣廻船積問屋仲間の再興と三橋会所の設立運営に奔走する内、「身分柄格別に御取立て下し置かれ、御家人に相加わり」、立身出世を遂げたが、文政二年には扶持・特権をすべて剥奪されてしまう。堅固な身分制の社会という江戸時代の常識とはかけ離れた、波乱にとんだ生涯である。江戸の視線でとらえれば、その一生は成り上がりと凋落の過程でしかないかもしれない。しかし、江戸で培った才気と

気概をもとに苛烈な人生を生きた茂十郎の思想の基盤には、自らがそこを離れざるを得なかった家と村への思いが終生変わらず存在していたのではなからうか。今回の掲載に際し、茂十郎の生家である平松家に伺い、史料撮影をさせていただいた。現在は桃と葡萄を専門に栽培する農園を経営されている。二度目の撮影の際、居間に飾られた短冊の句が目に残った。

農一途 支えてくれた 妻が居て

平松家十二代、春哉氏の句である。すでに経営はご子息が中心に担っておられ、これは穏やかな人生回顧の一句。

故郷甲斐を離れ三十年余、江戸で奮闘しつつ家と村に思いを馳せ続けた杉本茂十郎の信念は、およそ二百年を隔てて「農一途」という人生に結実していることになる。

【参考文献】弦間耕一『近世甲斐の諸相』（矢野出版、二〇〇七年）

# 今様大江戸瓦版

文化十三年より  
文政二年まで

《文化十三年―一八一六年》

## 石灰蠣殻灰仲買仲間、内部取締りを強化

三月 石灰蠣殻灰仲買仲間は商品取引についての議定を取り結ぶことになった。同仲間は、すでに寛政三年（一七九一）に同様の議定を取り結んでいたが、この度六名の違反者が出たことがきっかけとなり、再議定の運びとなった。

今回の議定でとくに問題とされているのは、石灰に他灰を混ぜる「直し灰」という違反行為である。商品の名目である「本山灰」「山灰」は八王子石灰に限って使用することや、灰類に似た「房州磨砂」を混ぜ合わせることを禁止などを厳しく申し合わせている。また、御用石灰には石灰だけを使用することも定めている。

関係者は、この議定の設定により商品の質と信用を保証しつつ、業者間でのせり合いによる値崩れを防ぎ、会所の管理を強化して、仲間内での妥当な値段の設定が可能になるだろうと語っている。↓産業49―96頁。  
書物師出雲寺、武鑑の奥書を摺り替えて板行

## 町奉行、出雲寺に急度叱りを申し付ける

五月二十三日 町奉行永田正道は幕府御書物師出雲寺源七郎に対し、須原屋版文化武鑑に御三家付家老の名を増補した上、奥書を出雲寺の名前に替えて出版したとして急度叱りを申し付けた。出雲寺は近年、武鑑株を譲渡し刊行から遠ざかっていたが、文化十二年（一八一五）六月、須原屋から一八〇両で株を買い取り刊行に着手した。新しい試みとして御三家の付家老を加えることになっていたが、板木の新刻が間に合わず、急遽、須原屋版文化武鑑に加筆分を綴じ込み、奥書の名前を替えて細工所へ納入した。この事態に対し、町奉行と老中は異なる見解を示している。町奉行は武鑑の綴じ替えのみを問題視しているが、老中は出版取

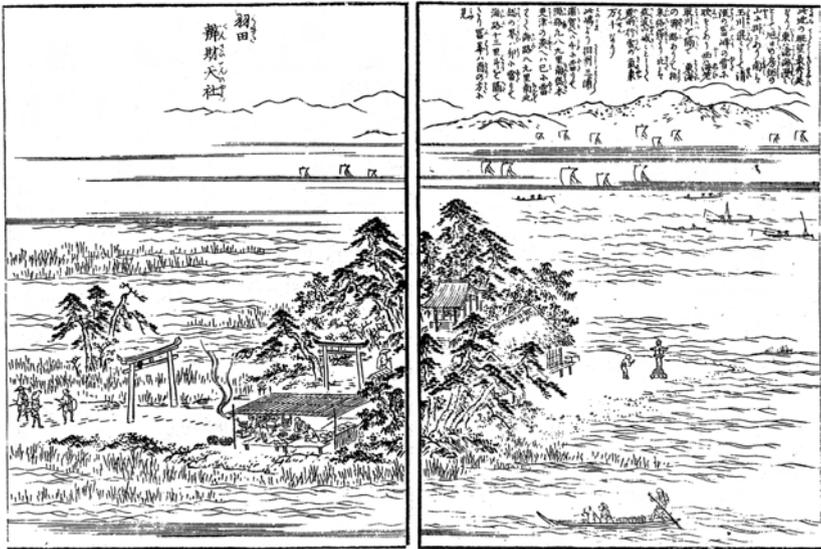
締令を遵守して、御三家付家老の記事の掲載自体を禁じ、別途、許可を受けて出版するよう指示した。再板手続きによってこれまでの武鑑に新味を加えようとする出雲寺と、新規出版物として統制する幕府との対立。今後の動きが注目される。↓産業49—121頁。

江戸内湾漁業組合で議定が締結される

六月 御菜七カ浦（芝金杉と本芝浦・品川浦・大井御林浦・羽田浦・生麦浦・新宿浦・神奈川浦）と武州久良岐郡、相模三浦郡、上総周准郡の江戸内湾四〇浦により会合が持たれ議定が締結された。

議定には、浦方取締りのための会合を年一回開催すること、新規の漁猟禁止や磯付浦の漁猟制限、議定に違反した浦が発見された場合の取締方等を盛り込んでいる。

議定が結ばれた背景には、近年勢力の拡大が著しい、磯付村（農間渡世として漁業に従事する村）との確執がある。先月も御菜七カ浦が、磯付村による漁猟の侵害を代官大貫次右衛門へ報告しており、今回の議定も、



羽田弁財天社（『江戸名所図会』巻二）

旧来からの漁業秩序を御菜七ヶ浦を中心にして再確認したものとみられている。↓港湾2—492頁。

#### 町方の治安回復を 徒党による乱妨行為に禁令

七月十八日 最近江戸市中・近郊地域において、家屋打ち壊しなどの乱妨行為が相次いでいる。今年三月には、霊岸島川口町留次郎ら三人と深川北松代町の者との喧嘩を発端に、六十人余りがこれに荷担した騒動があつた。この事態を重く見た町奉行は、霊岸島・深川騒動の関係者を「公儀をも恐れぬ不屈者」として嚴重に処罰、その上で今日徒党による乱妨行為の禁止を触れ出した。

禁令は、人数の多少に関わらず徒党を組むことの禁止、家屋・家財を打ち壊すなどして乱妨行為をするなどの禁止、違反者に対する処罰規定を盛り込んでいる。しかし、こうした違反者を確実に逮捕することは難しいとの声があるのも事実。実際、霊岸島・深川の一事件と同時期に起こった常州の騒動では、未だに主犯の逮捕には至っていない。

果たしてこの禁令は乱妨行為減少に効果をもたらすことができるのか、町奉行当局の今後の取り組みが目される。↓産業49—159頁。

#### 大風雨による出水、本所深川浸水被害

閏八月四日 昨三日からの大風雨は本日昼頃まで続き、大川が出水、本所・深川辺に浸水被害をもたらした。芝地域では、大風によって寺院の屋根の破風が大破、瓦も数カ所にわたって落ちたほか板塀も六十間以上が破損・倒壊した。寺の役者は、近年では覚えがないほどの大風だったとその衝撃を語っている。

昼十二時頃には町奉行所の本所改方与力・同心らが永代橋に詰め始め、両国橋にも同心が詰めていたが、臼桶等の見廻りにも人員が割かれたため、応援の同心が駆けつけている。しばらくは不眠不休の警備が続きそうだ。

大川の増水は、雨の止んだ午後二時—三時頃から観測されている。平時の大潮の観測値より約一五〇センチほど水位が上がっており、午後九時頃にはさらに増

して約一八〇センチにまでなったという。往來の冠水も報告され、午後三時頃、豎川通の南側、本所林町辺りは表往還で三〇センチ、裏道で六〇センチほど水が上がり、低地では床上浸水した場所もある。豎川通沿いの武家地は悉く浸水したとの情報もある。

一方、増水と強風の影響で人足寄場脇に繋留していた廻船が押し流され、永代橋に押し当たる事故が発生した。幸いにも通行が出来なくなるほどの損所はなかったが、繋留中の装備が不十分で、乗組員も不足していたと伝えられ、廻船問屋の管理責任を迫及する声もあがりそうだ。

今回の被害に対し、町会所からの救済として、床上浸水の者へ一人につき白米五升・錢五百文ずつ、床上浸水の者へ一人につき白米三升・錢二百文ずつが、いずれも四才以上の者へ下される予定である。↓産業49  
—172頁、変災2—603頁、救済2—1144頁。

《文化十四年—一八一七年》

### 廻船問屋が乗上事故防止策を提出

正月二十五日 廻船問屋仲間が廻船の永代橋への乗り上げ防止策をまとめ、町奉行所へ提出した。

昨年、二度にわたって永代橋への乗り上げ事故が発生したのをうけ、廻船問屋仲間では対応策を協議していた。先に、①売船・困船の品川沖への停泊、②平常時からの仲間による巡回、③船の規模に応じた適正な船員数の配置、④綱・碇の増強、の四項目を対応策として上申し、許可されたことを受けて、今日正式に確認書を提出した。

昨年の事故は、十一月十日夜、人足寄場前の川中において暴風雨により三艘が吹き流され永代橋へ乗り上げてしまい、周辺他船の船員を動員して沖合へ船を引き出したものである。この内の一艘については、さらに閏八月四日の台風の際にも永代橋への乗り上げ事故を起こしていた。

本来、人足寄場前から大川端町前の川へ入津する廻

船は、荷物の水揚・積入後には速やかに出帆し、また船員が常駐している。しかし、売買交渉中の船は船員に暇を出し不慣れな者に船番をさせ、船具等も売り払い、川中に停泊させている現状があり、暴風雨の際に対応できず昨年事故に至っていた。個々の船の問題にとどめず、廻船問屋としての取締責任が明確になったことで、事故再発防止が期待される。↓産業篇49―296頁。

### 両国柳橋万屋にて「大酒大食の会」開催

三月二十三日 両国柳橋万屋八郎兵衛方（「万八」）で「大酒大食の会」が挙行され、酒組・菓子組・飯組などに分かれて大酒大食自慢たちが競いあった。

まず酒組では、芝口の鯉屋利兵衛さん（三〇）が、三升入の盃を六盃半、合計二斗五合を飲み干した。が、さすがにその座に倒れて休息、茶碗にて水十七盃を飲んだという。七升半を飲み干した小石川の天堀屋七右衛門さん（七三）は、その帰り道、湯島聖堂の土手で倒れ、明七ツ時まで眠り込んだとか。

菓子組では丸山片町安達屋新八さん（四五）が美作餅三十箇・煎餅二百枚梅干一升・お茶を十七盃飲んだ。飯組では駿河町万屋伊之助さん（二二）が六十八盃を平らげ、蕎麦組では新吉原町桐屋惣左衛門さん（四三）が五十七盃を平らげた。

作家の滝沢馬琴さんは「わたしも、大食大飲のひとつを間近でみたことがありますけど、やはり胃腸がふつうの人と異なるところがあるんじゃないですかねえ」という。↓市街34―867頁。

### 銭さし商人の押し売り取締りへ

四月二十一日 新規開業の商店などへ、武家中間の銭さし売りや町方の銭さし売りがやってきて、銭さし（銭を束ねる紐）を強引に販売するなどの不法行為が相次ぎ、社会問題化している問題で、この度、銭さし押売の実態が、十一番組肝煎名主の内密調査を受けて南町奉行所へ報告された。

それによれば、中間らは銭さしの押売だけにとどまらず、酒代などの名目で商店より金銭を巻き上げてい

る。さらにその金銭が少ないと、中間同士の喧嘩と称して店前で騒ぎ立て、町方の銭さし売を調停者とする  
ことで、示談金をせしめているケースも少なくないとい  
う。

報告を受けた町奉行所では、取締策の検討に入る予定だ。↓産業49―316頁。

### 馬喰町貸付会所に権限を集中

#### 幕府、公金貸付への統制を強化

十二月十日 幕府は馬喰町郡代屋敷御貸付役所の権限を強化し、公金貸付機関の統制・強化を図ると発表した。今回具体策として打ち出されたのは、江戸廻代官二十二名が個別に取り扱ってきた公金貸付業務の見直し策で、同役所に一元化し一手に引き受けるとい  
う。これに伴い、新たに勘定奉行二名を含む十八名の勘定所役人を「貸付掛」に任命して体制強化を図っている。  
近年、公金貸付高は年々増加し、三百万両に達するとも見られているが、次第に貸付金返済の遅延、焦げ付き問題の発生も指摘されていた。↓産業49―405頁

### 伊丹ブランドの便乗商品に近衛家困惑、摘発を指示

十二月十二日 最近相次いで発覚した伊丹酒の便乗商品に、京都の公卿・近衛家がついに対策を命じた。

もともと摂津国伊丹では酒造が盛んで、酒の品質も高く各地で人気が高い。この伊丹は近衛家領であり、同家が酒造を奨励して品質も管理している。近衛家では、品質管理の証明となる特別な焼印の使用を酒屋に許可して、伊丹ブランドのお酒として、江戸などの各地に流通させてきた。

しかし最近、この焼印に似せた印を使って販売している酒造業者が続出し、先月も酒問屋九軒が他領で持えた酒に伊丹酒のものと似通った焼印を使って販売していたことが発覚、近衛家は嚴重注意を申し渡した。  
近衛家代官は、今後もしそのような酒をみついたら差し押さえるよう、伊丹酒造仲間にも命じた。  
近衛家の働きかけによって、幕府もこの違反を問題視している模様だ。↓産業49―427頁。

《文化十五（文政元）年一八一八年》

### 町奉行所隠密廻りの職掌判明

正月十一日 南北町奉行所隠密廻りの職掌が、肝煎名主に内密に知らされた。それらの内容に該当する風聞等があれば通報させる意図とみられる。

隠密廻りは同心のみで構成され、町奉行直属のため与力の差図を受けずに行動する。だが同じ同心専任である定廻り・臨時廻りとは異なり、毎年発行される「町鑑」に隠密廻りが記載されることはない。どこで誰が探索に動いているかわからないこそ隠密廻りなのだ。今回知らされた職務内容は、大半が定廻り・臨時廻りと同様で治安維持・風俗取締が主なものだが、上司である奉行らを監視する役目もあるようだ。

また取締り以外にも、孝行者・奇特者に関する情報収集も扱うという。名主から上申すれば、真偽を確認した上で褒賞が出されることになる。

ともあれ、庶民にとつては、「口は災いの元」、あらぬ嫌疑を受けぬよう用心にこしたことはない。↓産業

49—437頁。



親孝行者を見届ける隠密廻りの図  
『藤岡屋日記』第二十四

## 再び儉約令、幕府三カ年儉約令を発令

四月一日 文化十三年（一八一六）十二月に解除された儉約令が再び発令された。前回は五カ年であったが、今回は三カ年。役所の經常支出を抑制するとともに、拝借金の禁止も予定されており、旗本たちは再び厳しい生活を強いられることになる。

今回の儉約令実施の背景には、臨時経費の支出増大がある。天明七年（一七八七）以来三度に渡り実施された儉約令により、幕府は財政再建に取り組んできた。一時は回復するかに見えたが、蝦夷地経営や朝鮮通信使の来聘、將軍の子女の縁組などの臨時経費の支出により、再び財政は破綻状態に陥っている。

去年招集された幕閣の会議上で、勘定奉行服部貞勝と古川氏清の両名は「これ以上臨時経費が増加するならば、今後の幕府財政は見通しが立たない」と深刻な財政事情を報告していたところであり、幕府は強い危機感をもって再度儉約令実施に踏み切ったものとみられる。↓産業49―157頁。

## 諸芸人の集会取締り強化

十月十一日 近年の江戸市中では、書画・生け花・詩歌・連歌俳諧の会が盛んであるが、これら諸芸人の芸名披露集会などが華美なることを戒めるため、この度取り締まりの御触が出た。集会案内の摺物の絵柄や会の趣旨に問題がないか、その支配にあたる肝煎名主が監視することになる。また会の開催は春秋・四季・月ごとの会まで漏らさず届出制とされ、関係者はすべて請印をとられることになった。

去る文化十一年（一八一四）八月にも、同様の御触が出されたが、そのときは諸芸師匠弟子による浚い会の摺物の絵柄についてのみであった。今回はさらに対象を広げ厳しい管理規則がつくことになった。↓産業49―601頁。

## 米価下落、富裕町人・米問屋が米の買い入れへ

十月十六日 町奉行は、最近の米価下落を抑制するため、身元宜しき町人、米問屋らに米の買い入れを命じた。これをうけて、呉服仲間が一三〇〇俵、十組問屋

が一五三〇俵、南伝馬町二丁目ほか四カ町の富裕町人三十二人が四五八俵を買い入れている。三井家越後屋八郎右衛門は、今年九月、紀州藩の扶持米三〇〇石を買い上げたことを理由に、今回の割り当てを五〇俵に押さえてくれるよう申し出ていたが、結局のところ一八八俵を買い入れた。

寛政期以来、米の好作柄が続き米価は慢性的な下落状況であるにもかかわらず、諸物価は高騰を続けている。幕府は寛政改革の低物価対策を継承して、米価引き上げ・諸物価引き下げを目指す、はたして、今回の米の買い入れはこの矛盾を解決できるのだろうか。

↓産業49―613頁。

《文政二年―一八一九年》

### 越後屋三井家、一族で儉約を申し合わせ

三月 二月二十九日夜、本石町一丁目から出火した火事で江戸店・抱屋敷等を焼失した越後屋三井家は、一族で儉約することを申し合わせた。

今回の火事で駿河町三店、糸見世抱屋敷、本町一丁目抱屋敷を焼失した三井家は、過去にも京都・大坂・江戸で店・屋敷を焼失しており、度々類焼の被害を受けている。十四年前の火事で焼失した江戸店四店などの普請金の埋め合わせがまだ終わっていない上に、さらなる負担が重くのしかかるが、一層商売に励む一方で、一族や店々への支給金の一部を一〜二割カットしたり、音信の回数を減らすことで儉約を目指す。

一族が協力して儉約することで、三井家存続の危機を脱したい考えのようだ。↓産業49―648頁。

### 三橋会所廃止 杉本茂十郎は町奉行所御用達も解任

六月二十五日 今日、三橋会所頭取杉本茂十郎と、菱垣廻船積十組問屋仲間大行事・惣行事が北町奉行所に召喚され、三橋会所の廃止、杉本茂十郎の頭取解任が申し渡された。杉本は町奉行所御用達・町年寄次席の地位も失い、十組大行事・惣行事には過料銭五貫文が課された。今回、直接に問題とされたのは、前年の冥加金が上納延期になったにもかかわらず各組に返済せ

ず、三橋会所の借金穴埋めに流用した件、また会所に幕府から与えられた拝領屋敷の地代も仲間割り戻すことなく会所入用に使用していた件の二点であった。

しかし、米価引き上げを画策した買米の失敗から多額の借金を背負い、その後、伊勢町米会所設立などで死回生を期すものごとく失敗に終わり、集金マシーンとしても機能を果たさなくなった三橋会所に、幕府が見切りをつけたものという見方が有力だ。

↓産業49—720頁。

#### 通日雇の雇用責任を明確に 取締強化へ対策

六月 諸大名の参勤交代や遠国奉行衆の御用通行の際に雇用される通日雇たちによる道中各宿場での不法行為に対して、通日雇の派遣元である江戸六組飛脚問屋仲間が再発防止策を定めた。

通日雇とは、江戸から在所までを通して雇用される道中人足のこと、多くは飛脚問屋から派遣される。

今回、不法行為をおこなった通日雇の派遣元が不明で責任の所在が問えないという事件が起こったのを

きっかけに、江戸六組飛脚問屋仲間は、通日雇の派遣先とその人数をあらかじめ先触として道中宿に回覧させることにした。また、かりに通日雇による不法行為が認められた場合には、その場で契約を破棄し、宿方の契約社員である宿継人足を公定賃銭で雇用することとし、宿方へ迷惑をかけない体制の実現を図った。

このとり決めは、今月東海道の各宿でなされ、ついで九月には中山道の各宿でも締結される見通しだ。↓

産業49—874頁。

#### 諸物価引下令

七月七日〜八月 米価の低落状況にもかかわらず、諸物価高値という状況が続くなか、幕府は去る七月七日に諸物価引き下げを命じた。これをうけて肝煎名主や各問屋仲間などに価格の現状と想定される引下げ率調査・書き上げが命じられ、これをもとに米を原料とする酒・酢などはもちろんのこと、八月には一三三品目に及ぶ諸物価の引き下げ率が決定した。

今回の物価引下令は質屋の質利足の引き下げにまで

及ぶなど徹底した内容となっているが、「米価安の諸色高」という構造的な問題の解決にどこまで奏功するかには疑問の声もある。↓産業49―892、903頁。

#### 東西葛西領の村々、

#### 下肥直段引き下げの議定書を作成

十一月 武蔵国東葛西領・西葛西領八十八カ村の惣代十五名が下肥直段引き下げ要求に関する議定を結んだ。文政三年（一八二〇）から五年間、下掃除値段を一律四割五分引きにするよう江戸町中の家主へ提案すること、百姓への下肥の売値を三割三分引きにすること、値段引き下げに乗じた粗悪品の売買禁止、下掃除権譲渡の際には村役人・惣代へ届け出ることなどが盛り込まれている。

近頃の下肥の高騰は諸物価高値の影響との見方もあるが、どうやら原因は下掃除人による値段のせり上げにあるらしい。下肥値段の上昇は農村を直撃しており、年貢を納め、下肥代を支払うと、村人の手元にはほとんど収入が残らない。下肥が農作業に欠かせない肥料

であるだけに状況は深刻だ。村々は惣代を選出して幕府に対して訴願運動を展開していく構えだ。訴願に必要な経費は一日銭六〇〇文の見積もりで村々から捻出することになっている。↓産業49―977頁。

#### （付記）

各記事の末尾に付したのは『東京市史稿』各篇に掲載されている関連史料の掲載箇所です。たとえば、産業49―96頁は、産業篇第四十九の九十六頁を指しています。これにより、史料本文にあたつてご味読ください。